

# 令和元年度実績評価書

令和 2 年 8 月  
国家公安委員会・警察庁

## はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、令和元年8月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」を作成したところ、このたび、基本計画及び「令和2年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画」（令和2年8月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」において示した18の業績目標のうち5の業績目標の実現状況についてそれぞれ評価を行った。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している（施策全般に関わる事業については、記載を省略している。）。

## 凡 例

本評価書における用語等の意義は、次のとおりである。

### 1 (1) 刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

### (2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

### (3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

ウ 窃盗犯・・・窃盗

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、

背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

オ 風俗犯・・・賭博、わいせつ

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

## 2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

## (2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

## 3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

## 4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

## (2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。

## (3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

## (4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) 送致件数  
警察において送致・送付した事件の件数をいう。
- (6) 送致人員  
警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。
  - ※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。
  - ※ 統計、図表その他の計数資料における平成28年度以前の「強制性交等」は、強姦の数値である。
  - ※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

## 5 各業績指標の達成度の評価基準

- (1) 達成：◎  
指標を全て達成していると認められるもの
- (2) おおむね達成：○  
指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
- (3) 達成が十分とは言い難い：△  
指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

## 6 各業績目標の達成度の評価基準（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

- (1) 目標超過達成：●  
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
- (2) 目標達成：◎  
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- (3) 相当程度進展あり：○  
一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- (4) 進展が大きくない：△  
一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

(5) 目標に向かっていない：×

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

## 7 評価結果の政策への反映の方向性について

(1) 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

(2) 改善・見直し

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

(3) 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

# 政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ ページ番号の記載がない施策については、モニタリングを実施

基本目標	業績目標	ページ
<b>1 市民生活の安全と平穏の確保</b>	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	-
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	-
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	-
<b>2 犯罪捜査の的確な推進</b>	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	1
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	4
	3 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	7
	4 捜査への科学技術の活用	-
	5 被疑者取調べの適正化	10
<b>3 組織犯罪対策の強化</b>	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	-
	2 国際組織犯罪対策の強化	-
<b>4 安全かつ快適な交通の確保</b>	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	-
	2 運転者対策の推進	-
	3 道路交通環境の整備	-
<b>5 国の公安の維持</b>	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	-
	2 災害への的確な対処	-
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	-
<b>6 犯罪被害者等の支援の充実</b>	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	-
<b>7 安心できるIT社会の実現</b>	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	12

# 令和元年度実績評価書

基本目標2 業績目標1

(警察庁1-①)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上					
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪(注1)・重要窃盗犯(注2)の検挙に向けた取組を推進する。 注1 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 注2 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>	265,690 <136,792,574>	407,345 <157,497,903>
		補正予算(b)	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	
		繰越し等(c)	0 <18,154,694>	0 <51,342,121>		
		合計(a+b+c)	185,167 <178,264,623>	190,701 <223,858,152>		
	執行額(千円)		152,510 <117,470,023>	165,529 <155,579,460>		
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
○ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充						

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成26～30年度(平均)
		重要犯罪(%)	70.0	73.2	76.7	82.0	83.3	77.0	86.0
		殺人	98.6	99.8	100.2	102.8	97.0	99.7	96.8
		強盗	73.9	81.0	80.1	83.6	86.7	81.1	83.9
		放火	75.5	76.2	74.8	76.5	77.9	76.2	79.9
		強制性交等	89.1	94.6	97.5	94.5	89.7	93.1	93.9
		略取誘拐・人身売買	89.1	94.8	82.4	103.4	89.2	91.8	91.9
		強制わいせつ	59.8	61.8	68.9	75.5	78.5	68.9	83.0
		重要窃盗犯(%)	50.5	53.6	55.1	56.0	62.5	55.5	60.0
		侵入窃盗	53.1	55.3	57.4	57.1	65.5	57.7	63.0
		自動車盗	40.7	49.5	51.6	53.9	50.4	49.2	48.8
		ひったくり	54.7	58.0	39.8	73.9	69.5	59.2	63.2
		すり	26.5	28.3	31.9	27.2	33.4	29.5	26.6
※ 令和元年度は暫定値 (令和2年4月捜査第一課作成)									
【事例】 令和元年5月、山形県東根市のマンションに侵入し、住人の女性(50)を殺害した大学生の男(23)を、同年6月、殺人罪等で逮捕した(山形)。									
達成状況:○		達成目標	殺人、強盗、強制性交等、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率について、過去5年間の平均値を上回る。						

参考指標①	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度(平均)	令和元年度	
		重要犯罪(人)	7,371	7,273	7,129	7,134	7,337	7,249	7,514
		殺人	967	901	832	874	849	885	907
		強盗	2,087	2,030	1,830	1,723	1,683	1,871	1,663
		放火	602	603	567	573	519	573	525
		強制性交等	921	919	860	948	1,125	955	1,197
		略取誘拐・人身売買	171	148	170	219	236	189	257
		強制わいせつ	2,623	2,672	2,870	2,797	2,925	2,777	2,965



参考指標・参考事例	重要窃盗犯(人)	10,771	10,271	9,485	9,280	8,334	9,628	7,710	
	侵入窃盗	8,095	7,804	7,252	7,217	6,459	7,365	6,094	
	自動車盗	1,354	1,184	1,100	1,025	864	1,105	744	
	ひったくり	639	551	482	476	404	510	339	
	すり	683	732	651	562	607	647	533	
	※ 令和元年度は暫定値								(令和2年4月捜査第一課作成)
	参考指標②	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年(平均)	令和元年
検視官の臨場率	検視官の臨場率(%)	72.3	76.0	78.2	78.9	80.0	77.1	81.3	
								(令和2年4月捜査第一課作成)	

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 情報分析支援システム(CIS-CATS)(注3)の活用 連続的に発生する事件の傾向を分析するなど、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に積極的に活用した。</p> <p>注3 犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム</p>
	<p>○ 捜査特別報奨金制度の活用【行政事業レビュー対象事業:32 指名手配被疑者ポスターの作成等】 令和元年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ250事件を対象に、捜査特別報奨金制度に基づく広告を実施した。</p>
	<p>○ DNA型鑑定の効果的活用【行政事業レビュー対象事業:27 DNA型鑑定の実施、29 鑑識に必要な物品購入等、30 犯罪鑑識官による鑑定】 事件ごとに必要性を的確に判断した上でDNA型鑑定を実施し、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に活用した。</p>
	<p>○ DNA型データベースの活用【行政事業レビュー対象事業:27 DNA型鑑定の実施、29 鑑識に必要な物品購入等、30 犯罪鑑識官による鑑定】 被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録をデータベースに登録して犯人の割出、余罪の確認等を積極的に行い、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に活用した。</p>
	<p>○ 自動車ナンバー自動読取システムの活用【行政事業レビュー対象事業:33 自動車ナンバー自動読取装置の整備】 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの更新・整備を進めた。</p>
	<p>○ 犯罪死の見逃し事案の防止【行政事業レビュー対象事業:31 司法解剖等の実施】 犯罪死の見逃し事案の防止を図るため、死体取扱業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。</p>
	<p>○ 合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。</p>
<p>○ 指掌紋鑑定の活用【行政事業レビュー対象事業:28 第一線警察における科学捜査力の強化、29 鑑識に必要な物品購入等、30 犯罪鑑識官による鑑定】 被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行うシステムを運用し、重要犯罪・重要窃盗犯をはじめとする様々な事件の捜査に活用した。</p>	

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>判断根拠</p> <p>業績指標①については、令和元年度中の殺人、自動車盗及びすりの検挙率が過去5年間の平均値を僅かに下回ったものの、それ以外の各罪種については、令和元年中の検挙率が過去5年間の平均値を上回り、重要犯罪・重要窃盗犯全体の検挙率も過去5年間の平均値を上回ったことから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情報分析支援システムの活用、DNA型鑑定の効果的活用等により各種捜査を推進したことが、目標をおおむね達成したこと寄与したと考えられる。</p>
	目標の達成状況	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率を向上させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を令和2年度の目標等として設定する。</p>

及びその分析を踏まえた総括	評価結果の政策への反映の方向性	<b>【引き続き推進】</b> 依然として社会的反響の大きい重要犯罪・重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、引き続き、情報分析支援システム、捜査特別報奨金制度、DNA型鑑定等の効果的な活用、自動車ナンバー自動読取システムの更新・整備、犯罪死の見逃し事案の防止、合同捜査及び共同捜査の推進等に取り組む。	
学識経験を有する者の知見の活用	令和2年7月9日に開催した第37回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪統計		
政策所管課	捜査第一課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	令和2年8月

# 令和元年度実績評価書

基本目標2 業績目標2

(警察庁1-②)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化					
業績目標の説明	贈収賄事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>	265,690 <136,792,574>	407,345 <157,497,903>
		補正予算(b)	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	/
		繰越し等(c)	0 <18,154,694>	0 <51,342,121>		
		合計(a+b+c)	185,167 <178,264,623>	190,701 <223,858,152>		
	執行額(千円)	152,510 <117,470,023>	165,529 <155,579,460>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

業績指標	業績指標①	1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況(注1)						
	項目	基準						実績
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度 (平均)	令和元年度
	贈収賄(事件)	33	26	24	27	24	27	23
	談合・競売入札妨害(事件)	19	6	9	13	20	13	18
	あっせん利得処罰法違反(事件)	1	0	0	0	0	0	0
	その他主要事件(事件)	0	2	3	4	7	3	4
	合計(事件)	53	34	36	40	51	44	45
	<small>※ 令和元年度は暫定値 (令和2年5月捜査第二課作成)</small> <small>注1 公職選挙法違反事件を除く。また、同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。</small>							
	<p><b>【事例】</b> 海上自衛隊横須賀地方隊横須賀造修補給所に所属する自衛官(47)は、食料品の製造及び卸販売等を目的とする会社の代表取締役から、同社が前記横須賀造修補給所に納入する生糧品に関し、品目及び数量等の確認を実施せず、規格外納品であることを黙認するなど、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼等として、複数回にわたり、合計111万円相当の飲食代金等を負担せず、同金額相当の財産上の利益の供与を受けた。令和元年9月、同自衛官を収賄罪で逮捕した(神奈川県)。</p>							
業績指標	業績指標②	2 経済的不正事案の検挙状況						
	項目	基準						実績
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度 (平均)	令和元年度
	金融・不良債権関連事犯(事件)	37	36	34	39	29	35	24
	企業の経営等に係る違法事犯等(事件)(注2)	15	21	21	21	21	20	9
その他(事件)(注3)	0	14	10	17	34	15	27	

	合計(事件)	52	71	65	77	84	70	60
	※ 令和元年度は暫定値 (令和2年5月捜査第二課作成)							
	注2 企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯をいう。 注3 金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪をいう。							
【事例】 加工食品の製造等を目的とする会社の元代表取締役(57)は、福島県緊急雇用創出基金事業に関し、同社と福島県との間で締結した業務委託契約の委託料をだまし取ろうと考え、平成24年6月頃から平成27年5月頃までの間、真実は、失業者を新規雇いし、同新規雇用者らを委託業務に従事させた事実がないのに、これらの事実があるかのように装い、内容虚偽の雇用契約書や実績報告書等を同県に提出するなどして、委託料支払の要件を満たした正当な請求である旨誤信させ、同県担当職員をして、同社名義の普通預金口座に合計約1億3,000万円を振込入金させてだまし取った。令和元年10月、同元代表取締役を詐欺罪で逮捕した。								
達成状況:○	達成目標	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙事件数について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度(平均)	令和元年度
	公務員(注4)による知能犯罪の検挙人員	検挙人員(人)	164	285	172	170	188	196	141
※ 令和元年度は暫定値 注4 「公務員」とは、国会議員、首長、各種議会議員、警察職員及びその他の公務員をいう。									

業績目標達成のために行った施策	○ 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や捜査体制の確立等に関する先進的な取組を紹介し、その導入を図るなどして、検挙実績向上に向けた対策を強化した。
	○ 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等 金融、企業等の経済をめぐる構造的不正事案の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。
	○ 実践的な会議の開催 全国都道府県警察の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした会議を開催し、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、部外講師による講義、グループに分かれての個別検討等を実施した。
	○ 道府県警察に対する個別指導 実績を向上させるために個別の指導を要する道府県警察に、捜査第二課長をはじめとする職員が出張し、当該道府県警察の状況の詳細を把握した上、構造的不正事案に関する情報収集・内偵捜査、捜査指揮要領等について、当該道府県警察の幹部や捜査指揮官に対して個別に指導した。

目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
	判断根拠	業績指標①のうち、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数については、過去5年間の平均値を上回っている。 業績指標①のうち、経済的不正事案の検挙事件数については、過去5年間の平均値を下回っているものの、平成30年度までは、おおむね上昇傾向にあるほか、平成26年度の件数は上回るなど、極端に落ち込んだものではない。また、令和元年中には統一地方選挙及び参議院議員通常選挙の違反取締りに多くの捜査員が注力したことも原因の一つとして考えられる。 したがって、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能とであると考えられることから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
評価の結果	達成状況の分析	業績指標①のうち、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数については、過去5年間の平均値を上回っており、都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象とした実践的・効果的な研修、個別指導及び全国会議における検討の実施が、目標達成に寄与したと考えられる。 業績指標①のうち、経済的不正事案の検挙事件数については、過去5年間の平均値を下回っているが、前述のとおり、極端に落ち込んだものとはいえないほか、選挙の違反取締りに注力していたことも原因の一つとして考えられる。もともと、捜査員の情報収集力・内偵捜査力の低下、社会経済情勢の変化に応じた同事案に係る犯行手口の巧妙化・複雑化等も見受けられることから、従来施策に加え、捜査体制の確保及び計画的かつ組織的な内偵捜査の推進、事案内容に応じた各種特別法令(金融商品取引法、破産法等)の適用、必要に応じた財務捜査官等の登録専門捜査員の派遣、財務・会計知識を有する人材の育成・確保等の各種施策が都道府県警察において実施されるよう、具体的指導を推進する必要がある。

目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、政治・行政をめぐる構造的不正や経済的不正に係る犯罪の検挙の推進を図る必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を令和2年度の目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事案の検挙に向け、都道府県警察の指導を徹底する。具体的には、各都道府県警察に対して、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査の着実な実施、捜査幹部の指揮能力の向上等を引き続き指導する。

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年7月9日に開催した第37回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	犯罪統計
-------------------------------	------

政策所管課	捜査第二課	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-------	----------	--------

# 令和元年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

(警察庁1-③)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進						
業績目標	オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化						
業績目標の説明	<p>オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。</p> <p>注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称であり、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」、「金融商品詐欺」、「ギャンブル詐欺」、「交際あっせん詐欺」、「その他の特殊詐欺」、「キャッシュカード詐欺盗」がある。</p>						
業績目標に関する 予算額・執行額等	区分	当初予算(a)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
			185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>	265,690 <136,792,574>	407,345 <157,497,903>	
	予算の 状況 (千円)	補正予算(b)	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	/	
			繰越し等(c)	0 <18,154,694>	0 <51,342,121>		
	合計(a+b+c)			185,167 <178,264,623>	190,701 <223,858,152>		
	執行額(千円)		152,510 <117,470,023>	165,529 <155,579,460>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。							
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 戦略の内容</p> <p>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保</p> <p>(2) 特殊詐欺対策の強化</p> <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(7) 暮らしの安全・安心 ②治安・司法</p>						

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績	
	特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26~30年(平均)	令和元年
		認知件数(件)	13,392	13,824	14,154	18,212	17,844	15,485	16,851
		被害総額(億円)	565.5	482.0	407.7	394.7	382.9	446.6	315.8
	(令和2年7月捜査第二課作成)								
	達成状況:◎		達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。					
業績指標②	項目	基準					実績		
特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26~30年(平均)	令和元年	
		検挙件数(件)	3,252	4,112	4,471	4,644	5,550	4,406	6,817
	検挙人員(人)	1,985	2,506	2,369	2,448	2,837	2,429	2,861	
(令和2年7月捜査第二課作成)									
達成状況:◎		達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。						



参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年
	特殊詐欺の検挙率	特殊詐欺の検挙率(%)	24.3	29.7	31.6	25.5	31.1	28.4	40.5
		(令和2年7月捜査第二課作成)							
参考指標②	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)	検挙件数(件)	4,222	4,027	4,084	4,405	4,122	4,172	3,673	
	検挙人員(人)	2,723	2,757	2,905	3,307	3,046	2,948	2,779	
	(令和2年7月捜査第二課作成)								
注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺等、携帯電話契約詐欺、犯罪収益移転防止法違反及び携帯電話不正利用防止法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。									

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 総合的な特殊詐欺対策の推進【行政事業レビュー対象事業:35 特殊詐欺対策の推進、36 特殊詐欺対策に係る警告電話事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手交型(注4)の事案の捜査の推進のため、「だまされた振り作戦」を積極的に実施するとともに、検挙した被疑者の供述等に基づく突き上げ捜査や、拠点摘発等の際に押収した資料の分析等を通じて、犯行グループの中核被疑者を特定し、検挙を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良グループ等の犯罪者グループ等を見定めた上で、各部門が連携して戦略的な取締りを推進するよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 被害金原資対策のため、被害金の調達先となっている金融機関等に対し、被害者に対する声掛けや警察への通報、一定年数以上振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円(又は極めて少額)とする取組の推進について働き掛けるよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 電子マネー型(注5)及び収納代行利用型(注6)への対策として、コンビニエンスストア等と連携し、電子マネー購入希望者や収納代行利用者への声掛け、店頭販売棚やレジ・端末機の画面への注意喚起の表示等の取組を推進するとともに、電子マネー発行会社や収納代行会社等と連携し、顧客への注意喚起をはじめとする被害防止に係る取組を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上利用できなくする「警告電話事業」を平成29年度に開始し、令和元年度中対象となった4,996番号のうち4,321番号(86.5%)に効果があった。</li> <li>・ 警察が主要な通信事業者に対し、犯行に利用された固定電話番号の利用停止及び新たな固定電話番号の提供拒否を要請する取組を令和元年9月に開始し、令和元年度中は、3月末までに1,765件の電話番号が利用停止され、新たな固定電話番号の提供拒否の要請を9件行った。</li> </ul> <p>注4 被害者が現金等を自宅等に受け取りにきた犯人に直接手渡す形態 注5 電子マネーを購入させ、そのIDを教えるよう要求し、プリペイドカードの額面分の金額(利用権)をだまし取る形態 注6 架空の有料サイト利用料金等の支払いを求められた被害者が、コンビニエンスストア等で収納代行(通販会社等の代金や公共料金の支払いにおいて、利用者が本来支払うべき相手に直接支払うのではなく、コンビニエンスストア等において支払うことにより、当該コンビニエンスストア等から通知を受けた業者(収納代行会社)が、以後の決済手続を代行するもの)の方法で支払を要求され、代金として支払った金額をだまし取られる形態</p>
	<p>○ 関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各道府県警察から派遣された捜査員により構成される「特殊詐欺首都圏派遣捜査専従班」が、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内における基礎捜査等に従事することにより、関係警察相互の連携を図った。</li> <li>・ 都道府県警察に対して、部門間の連携による情報収集や都道府県警察間の合同捜査、共同捜査等による犯行拠点の摘発等を推進するよう指示した。</li> <li>・ 全国会議等を開催し、各種検挙方策や施策について情報共有等を図った。</li> </ul>
	<p>○ 広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業:35 特殊詐欺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯教室、巡回連絡等の機会やテレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。</li> <li>・ 幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により結成された「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(略称:SOS47)と連携し、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら広報啓発活動を展開した。</li> <li>・ 公益財団法人全国防犯協会等と連携して、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器の普及促進に努めた。</li> <li>・ 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した高齢者の名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。</li> </ul>
	<p>○ 特殊詐欺対策のための資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:34 効率的捜査の更なる推進】</p> <p>特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進のための各種資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備した。</p>
	<p>○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。</li> <li>・ 特殊詐欺に悪用されるMVNO(仮想移動体通信事業者)が提供する携帯電話についても、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否のため、事業者に対する情報提供を推進した。</li> </ul>

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
		判断根拠	業績指標①については、令和元年中の認知件数及び被害総額がいずれも前年と比較して減少しており、目標を達成した。 業績指標②については、令和元年中の検挙件数及び検挙人員がいずれも過去5年間の平均値を上回っており、目標を達成した。 したがって、総じて現行の取組は効果が認められるものの、依然として被害額が300億円を超え、高齢者を中心に高い水準の被害が発生しており、「キャッシュカード詐欺盗」という新たな手口が増加するなどの犯行手口の多様化・巧妙化もみられるなど、深刻な情勢にあると考えられることから、「相当程度進展あり」と厳格に評価した。
	達成状況の分析	業績指標①については、金融機関やコンビニエンスストア等の事業者と連携した被害防止対策や、広報啓発活動の推進等が認知件数や被害総額の減少につながったものと認められる。 業績指標②については、犯行拠点の摘発や「だまされた振り作戦」等による実行犯の検挙、突き上げ捜査の推進、関係警察間・部門間の連携による犯行組織の実態解明・取締りの強化等が検挙件数・人員の増加につながったものと認められる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 特殊詐欺は、依然として高齢者を中心に高い水準の被害が発生しているほか、「キャッシュカード詐欺盗」という新たな手口による事件が大幅に増加するなど深刻な情勢が続いており、検挙・予防の両面からの対策を強化する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を令和2年度の目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 令和元年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」を踏まえ、関係行政機関・事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向け、被害防止対策、犯行ツール対策、効果的な取締り等を引き続き強力に推進する必要がある。	

学識経験を有する者の 知見の活用	令和2年7月9日に開催した第37回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料 その他の情報	○ 犯罪統計 ○ 「令和元年における特殊詐欺認知・検挙状況等について(確定値版)」(令和2年7月警察庁刑事局捜査第二課・生活安全局生活安全企画課)
-----------------------------------	--

政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	---------------	----------	--------



# 令和元年度実績評価書

基本目標2 業績目標5

(警察庁1-④)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	被疑者取調べの適正化					
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	185,167 <119,706,518>	190,701 <112,965,414>	265,690 <136,792,574>	407,345 <157,497,903>
		補正予算(b)	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	
		繰越し等(c)	0 <18,154,694>	0 <51,342,121>		
		合計(a+b+c)	185,167 <178,264,623>	190,701 <223,858,152>		
執行額(千円)	152,510 <117,470,023>	165,529 <155,579,460>				
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1)人的・物的基盤の強化					

業績指標	業績指標①	項目	基準					実績
	監督対象行為の 件数		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)
		件数 (件)	17	20	16	12	7	14
(令和2年2月総務課作成)								
※ みなし監督対象行為(令和元年5月31日以前の被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則に規定)の件数は含まない。								
達成状況:○		達成目標	被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に定める監督対象行為の件数について、過去5年間の平均値を下回る。					

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度 (平均)	令和元年度
	都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況	巡回指導回数(回)	29	41	41	47	47	41	47
		実施率(%) (注1)	61.7	87.2	87.2	100.0	100.0	87.2	100.0
	注1 巡回指導回数÷47県×100 (令和2年3月刑事企画課作成)								
	参考指標②	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度 (平均)	令和元年度
捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況	研修実施機関数(機関)(注2)	54	54	54	54	54	54	54	
	実施率(%) (注3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
注2 研修実施機関とは、警察大学校、管区警察学校(東北、関東、中部、近畿、中国・四国(合同開催)、九州)及び都道府県警察学校をいい、当該年において1回以上研修を実施した機関数を計上。 注3 研修実施機関数÷54機関×100 (令和2年3月刑事企画課作成)									

参考指標③	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年
	被疑者取調べ件数	件数(件)	1,447,988	1,417,505	1,351,203	1,306,504	1,260,873	1,356,815
(令和2年2月総務課作成)								
参考指標④	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度 (平均)	令和元年度
裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間	録音・録画時間(分)(注5)	840	1,262	1,469 (注6)	1,481	1,542	1,319	1,415
(令和2年6月刑事企画課作成)								
注5 総録音・録画時間÷録音・録画実施件数(小数点以下四捨五入)								
注6 28年度下半期からは、取調べの録音・録画制度の施行に対応した新たな取調べの録音・録画の試行を開始								

業績目標達成のために 行った施策	<p>○ 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等 更なる被疑者取調べの適正化が図られるよう、捜査部門において、47都道府県の警察本部及び警察署に対し巡回業務指導を実施したほか、取調べ監督部門において、47都道府県及び皇宮警察の警察本部等に対して実地点検等を実施した。</p>
	<p>○ 研修(取調べ専科)等の実施 取調べの適正化等を推進するために、「取調べ専科」や各種任用時研修等において、心理学の知見を踏まえた取調べ技術に関する講義及び実践的な研修・訓練(ロールプレイング方式)を実施した。</p>
	<p>○ 被疑者取調べの録音・録画の適正な運用に係る業務指導の実施 被疑者取調べの録音・録画の適正な運用を図るため、各管区警察局主催による実戦塾のほか、24の警察本部に対して巡回教養を実施した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>判断根拠</p> <p>業績指標①については、令和元年中に発生した不適正な取調べにつながるおそれのある監督対象行為と認定された件数は10件であり、一定数の発生はあるものの、発生件数が過去5年間の平均値から減少したことから、目標をおおむね達成することができたと評価した。したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①の監督対象行為を類型別にみると、便宜供与の件数については、他の類型に比べて、過去5年間の平均値が高くなっていたが、令和元年においては、大幅に減少(-3.8件)した。これは、都道府県警察等に対する指導等による効果と考えられる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標等】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、被疑者取調べの適正化に係る指導を実施することから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を令和2年度の目標等として設定する。 なお、参考指標④については、令和元年6月以降、原則、全過程の録音・録画が義務付けられたことから、廃止する。 また、精神に障害を有する被疑者に係る取調べについて、必要に応じて録音・録画を実施することとしているため、新たに当該実施件数を参考指標④として設定する。</p> <p>【引き続き推進】 令和元年においても、取調べに係る不適正事案や監督対象行為が発生していることから、引き続き、捜査部門は取調べの適正化に関する業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門はチェック機能としての役割を果たすための取組を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年7月9日に開催した第37回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「令和元年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況について」(令和2年2月警察庁)
---------------------------	---

政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------	----------	--------

# 令和元年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

(警察庁1-⑤)

基本目標	安心できるIT社会の実現					
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止					
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。					
基本目標に関係する 予算額・執行額	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	178,798 <119,706,518>	933,492 <112,965,414>	575,930 <136,792,574>	1,131,813 <157,497,903>
		補正予算(b)	0 <40,403,411>	0 <59,550,617>	0 <19,803,508>	
		繰越し等(c)	0 <18,154,694>	0 <51,342,121>		
		合計(a+b+c)	178,798 <178,264,623>	933,492 <223,858,152>		
	執行額(千円)	166,274 <117,470,023>	680,381 <155,579,460>			
※ 上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関係する 内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築					
	○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2 具体的施策 Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり [1] データ駆動型社会の共有インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) サイバーセキュリティの確保					
	○ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定) 4 目的達成のための施策 4.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 4.2.1 国民・社会を守るための取組 (2) サイバー犯罪への対策					

業績指標	業績指標①	実績		
	サイバー犯罪対策に係る取組状況(事例)	<p>【事例1】 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害の急増を受け、手口や被害状況等について一般社団法人全国銀行協会等の関係団体と情報共有を行うとともに、これら関係団体と連携した注意喚起を行うなど、被害防止対策を実施した。</p> <p>【事例2】 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)(注1)等と連携して、ショッピングサイトの改ざんによりクレジットカード情報を窃取する手口の解明を図り、JC3のホームページにおいて注意喚起が実施されるとともに、都道府県警察において、サイト管理者に対してサイトの修復依頼を行うなどの被害防止対策を実施した。</p> <p>注1 我が国における新たな産学官連携の枠組みとして平成26年から業務が開始された一般財団法人</p>		
	達成状況:○	達成目標	サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。	
	業績指標②	実績		
サイバー攻撃対策に係る取組状況(事例)	<p>【事例1】 令和元年11月、埼玉県警察は、サイバーテロ対策協議会(注2)を開催し、警察の取組報告、民間の有識者によるサイバー攻撃の情勢及び対策に関する講演、事案発生時を想定した演習を実施するなど、重要インフラ事業者等のセキュリティレベルの向上の促進を図った。</p> <p>注2 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成する協議会</p> <p>【事例2】 令和元年11月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたサイバー攻撃対策の一環として、大会関係事業者等との共同対処訓練を実施するなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、関係機関等との共同対処訓練、情報交換等の取組を推進した。</p>			
達成状況:○	達成目標	関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。		

参考指標①	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
サイバー犯罪(注3)の検挙件数	合計(件)	7,905	8,096	8,324	9,014	9,040	8,476	9,519	
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	364	373	502	648	564	490	816	
	不正指令電磁的記録に関する罪、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	192	240	374	355	349	302	436	
	児童買春・児童ポルノ法違反	1,741	1,881	2,002	2,225	2,057	1,981	2,281	
	詐欺	1,133	951	828	1,084	972	994	977	
	著作権法違反	824	593	586	398	691	618	451	
	上記以外の罪種	3,651	4,058	4,032	4,304	4,407	4,090	4,558	
	(令和2年3月情報技術犯罪対策課作成)								
注3 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪									
参考指標②	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
サイバー犯罪等に関する相談受受理件数	合計(件)	118,100	128,097	131,518	130,011	126,815	126,908	115,010	
(令和2年3月情報技術犯罪対策課作成)									
参考指標③	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額	発生件数(件)	1,876	1,495	1,291	425	322	1,082	1,872	
	被害額(万円)	291,000	307,300	168,700	108,100	46,100	184,240	252,100	
	令和元年における月別の詳細	項目	令和元年1月	令和元年2月	令和元年3月	令和元年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月
		発生件数(件)	30	31	28	17	21	56	48
		被害額(万円)	2,700	2,600	2,800	1,900	3,000	3,500	3,100
		項目	令和元年8月	令和元年9月	令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月	/	
	発生件数(件)	104	444	400	630	63			
		被害額(万円)	6,800	41,900	54,600	123,700	5,400	/	
(令和2年3月情報技術犯罪対策課作成)									
参考指標④	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報(注4)件数	違法情報(件)	35,013	72,073	33,284	27,016	35,951	40,667	26,656	
(令和2年5月情報技術犯罪対策課作成)									
注4 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報									
参考指標⑤	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
サイバー防犯ボランティア団体数	サイバー防犯ボランティア団体数(団体)	199	224	202	221	244	218	274	
(令和2年3月情報技術犯罪対策課作成)									
※ 数値は各年の12月末現在									
参考指標⑥	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
標的型メール攻撃の把握件数(注5)	標的型メール攻撃の把握件数(件)	1,723	3,828	4,046	6,027	6,740	4,473	5,301	
(令和2年3月警備企画課作成)									
注5 警察と情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間でサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組みである「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の連携事業者等(令和2年1月現在、約8,100の事業者等)から報告を受けた件数									
参考指標⑦	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
サイバーテロ(注6)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	
(令和2年3月警備企画課作成)									
注6 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの									
参考指標⑧	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年 (平均)	令和元年	
サイバー空間における探索行為等	アクセス件数(件/日・IPアドレス)(注8)	491.6	729.3	1,692.0	1,893.0	2,752.8	1,511.7	4,192.0	

参考指標・参考事例

(注7)とみられるアクセス件数 (令和2年3月情報技術解析課作成)  
 注7 インターネットとの接続点に設置しているセンサー(1つのセンサーにつき1IPアドレスが付与されている)において検知した、各種攻撃を試みるための探索行為を含む、通常のインターネット利用では想定されない接続情報  
 注8 アクセス件数の1日・1IPアドレス(センサー)当たりの平均値

参考指標⑨	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年(平均)	令和元年
サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数(延べ人数)	入校者数(人)		252	252	252	254	253	254
	(令和2年7月企画課作成)							
参考指標⑩	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年(平均)	令和元年
外部委託教養受講者数(警察庁実施)	受講者数(人)		150	190	192	240	193	192
	(令和2年7月企画課作成)							

○ 全国協働捜査方式等の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業:67 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 68 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備 71 サイバー犯罪取締りの推進】  
 効率的な捜査活動を実施するための全国協働捜査方式(注9)等を活用し、サイバー犯罪の取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、最新の技術情報を収集しつつ、複雑化する不正プログラムの効率的な解析を推進した。

注9 インターネット・ホットラインセンターから警察庁に通報された違法情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式

○ 警察職員への研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業:67 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 68 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備、72 大規模産業型制御システム模擬装置整備】  
 サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法に関する民間委託による訓練等を実施したほか、サイバー攻撃に関する情報収集及び分析のための資機材を運用するなど、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止のための体制強化を推進した。

○ 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進  
 サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図るため、リアルタイム検知ネットワークシステム(注10)の運用により、サイバー攻撃の予兆及び実態の把握を推進した。

注10 インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等を集約・分析することで、DoS攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするシステム

○ 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業:67 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成】  
 各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施した。

○ 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:70 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】  
 民間団体が主催するイベント等において講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のページや警察庁ウェブサイト「@police」、警察庁公式twitterアカウント等を活用し、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。

○ サイバーテロ対策協議会(注11)、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携  
 サイバーテロ対策協議会等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、制御システムへのサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の重要インフラ事業者等と連携するなど、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を推進した。

注11 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成する協議会

○ 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携  
 サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク(注12)を通じて事業者等から提供されたサイバー攻撃に関する情報等の集約・分析、その結果に基づく注意喚起等により、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等と連携するなど、サイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を推進した。

注12 警察と情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うネットワーク

○ 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化  
 G7ローマ/リヨングループのハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪に係る二国間協議等への出席、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。

○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用推進【71 サイバー犯罪取締りの推進】  
 海外サーバに開設された偽サイト等に関する情報をウイルス対策ソフト事業者等に提供し、関係事業者において、インターネット利用者がこれらのサイトを閲覧しようとした際にコンピュータ画面に警告を表示させるなどの対策が実施された。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。

業績目標達成のために  
 行った施策



	<p>○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化 情報技術解析に係る関係機関と情報共有を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。さらに、情報技術解析に資する技術情報の収集等を図るため、民間事業者等との協力関係構築に取り組んだ。</p>
	<p>○ 産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:70 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等、71 サイバー犯罪取締りの推進】 産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とするJC3の活動への参画等により、サイバー犯罪情勢や対策の在り方、インターネットに係る最新の技術に関する情報等について情報交換を行い、民間企業等との協力を推進した。</p>
	<p>○ インターネット・ホットライン業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業:69 インターネット・ホットライン業務等】 一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターを、民間委託により引き続き運用した。令和元年中、同センターは違法情報1,617件についてサイト管理者等に対する削除依頼を実施し、このうち1,482件(91.7%)が削除された。また、有害情報のうち自殺誘引等情報2,560件について対応依頼を実施し、1,758件(68.7%)が削除された。</p>
	<p>○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業:69 インターネット・ホットライン業務等】 警察庁ウェブサイトにおいて、サイバー防犯ボランティアの活動上の留意事項等について整理した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」等を公開しているほか、全国のサイバー防犯ボランティアの活動の参考となるような取組を行っている団体を紹介するなど、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を推進した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断根拠	<p>業績指標①については、令和元年度中、サイバー関連事業者等との連携を強化し、情報提供や注意喚起、被害防止対策等を積極的に推進した。特に、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、発生件数及び被害額(参考指標③)が令和元年9月から11月にかけて急増したことを受け、業績指標①【事例1】にあるとおり、関係団体と連携した注意喚起を実施しており(なお、同事犯の発生件数及び被害額は同年12月に減少に転じた。)、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、令和元年度中、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化したことから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>各業績指標は目標を達成したものの、令和元年中は、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数(参考指標⑧)が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標②)及び標的型メールの把握件数(参考指標⑥)が引き続き高い水準となったことから、本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、「実績」欄に掲げた事例をはじめとして、JC3等の関係機関・団体と連携した対策の強化や注意喚起等の取組を推進したことが目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、重要インフラ事業者等、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との共同対処訓練の実施、情報共有等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安心できるIT社会の実現を目指すため、サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止が必要であることから、現在の業績目標等を引き続き目標等として設定する。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 サイバー空間における脅威は依然として深刻な状況にあるといえることから、引き続き、人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	令和2年7月9日に開催した第37回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「令和元年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和2年3月警察庁長官官房企画課)
---------------------------	---

政策所管課	企画課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施時期	令和2年8月
-------	-----------------------------	----------	--------